

3. 豊島区都市づくりビジョンによる都市づくりの推進

(1) 豊島区都市づくりビジョンの策定

①策定の背景・目的

区では、平成12年に「豊島区都市計画マスタープラン」(以下、「都市計画マスタープラン」という。)を策定しました。しかし、策定から15年が経過し、豊島区の都市づくりを取り巻く環境の変化は大きく変化しています。

こうした変化に的確に対応しつつ、将来を見据えた都市計画に関する基本的な方針とするため、都市整備と密接に関わるソフト施策を含めた都市づくりの総合的な指針として、平成27年3月に「豊島区都市づくりビジョン」(以下、「都市づくりビジョン」という。)を策定しました。

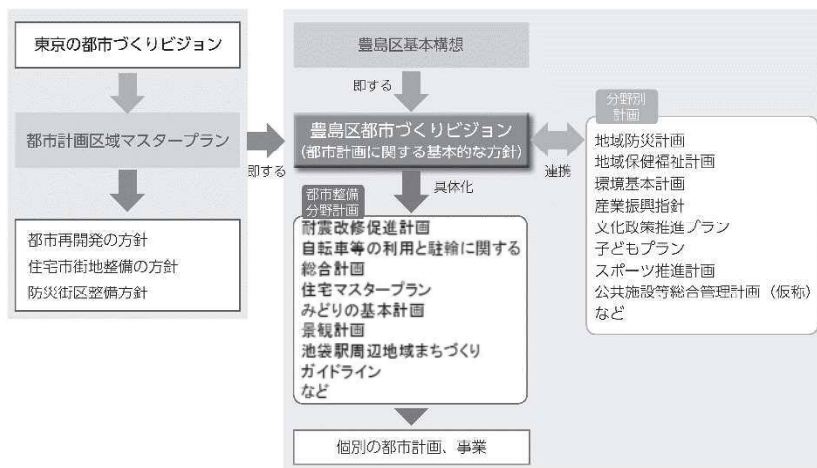
その後、東京都において、平成29年9月に「都市づくりのグランドデザイン」が策定され、令和3年3月には、都市計画法に基づく広域の見地から都市計画の基本的な方針を定めた「都市計画区域マスタープラン」が策定されました。東京都の上位計画の改定の中で、都市構造の見直し等が行われ、拠点の位置付けが大きく変わったことを受け、各地域で展開している都市づくりを円滑に推進するため、令和3年4月に「豊島区都市づくりビジョン改定版」の策定を予定しています。

②位置づけと役割

都市づくりビジョンは、都市計画法第18条の2に位置づけられた区市町村が定める「都市計画に関する基本的な方針」で、次の役割を担います。

- 都市づくりの基本理念と目標、それを実現するための都市整備方針を示します
- 多様な主体と都市づくりの方向性を共有し、国や東京都、近隣区などとの連携を推進します
- 区による都市計画決定やまちづくり事業を実施するにあたっての判断根拠となります
- 都市整備と密接に関わるソフト施策と連携した都市政策の推進を担います

図表 1-10 都市づくりビジョンの位置づけと役割



③目標年次

概ね20年先の平成47年を都市づくりビジョンの目標年次とします。また、人口動態の推移、上位計画の改定、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」の進捗状況など、都市づくりを取り巻く環境の変化に的確に対応するため、概ね10年後の2025年度に見直します。

※東京都の上位計画の改定に伴い、策定から概ね5年後の2021年4月に部分見直しを行います。

(2) 目標を実現するための都市づくり方針

都市づくりの基本理念・目標や都市の骨格と土地利用を実現するために、次の8つの都市づくり方針を示します。

図表 1-11 8つの都市づくり方針

都市づくりの基本理念:次世代が誇れる文化と魅力を備えた都市の創造
都市づくり方針1:高度な防災機能を備えた都市の実現(防災)
都市づくり方針2:人に優しい交通環境の構築(交通)
都市づくり方針3:ライフステージに応じた良好な住環境の整備(住環境)
都市づくり方針4:エネルギー効率の高い低炭素型都市への転換(低炭素)
都市づくり方針5:みどりの回廊に包まれた憩いの創出(みどり)
都市づくり方針6:個性ある美しい都市空間の形成(景観)
都市づくり方針7:文化を軸としたにぎわいと活力の強化(文化)
都市づくり方針8:健康を支える快適な都市づくりの展開(健康)

(3) 東京の魅力を担う池袋副都心の再生方針

池袋副都心は、首都機能の一翼を担う拠点であるとともに、豊島区にとっては地域全体の経済や文化を牽引する存在でもあります。

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、豊島区本庁舎の完成、庁舎跡地の活用、民間による都市開発の動きなど、池袋副都心の都市づくりを取り巻く環境は大きく変化しています。これまでの計画を踏まえつつ、8つの都市づくり方針を「池袋副都心の再生」の視点から再構成し、池袋副都心の都市づくりの基本的な考え方を「東京の魅力を担う池袋副都心の再生方針」として示します。

(4) 地域別まちづくり方針

都市計画マスタープランでは、区内を町名町境などの歴史的に形成された区域に基づき、市街地の特性や鉄道・幹線道路、駅利用など生活圏域を考慮して、区内を12地域に区分し、区民生活に密着した地区レベルでのまちづくりに取り組んできました。

都市づくりビジョンにおいても、この12地域を継承し、地域の特性や資源を生かした個性あるまちづくりを実現するため、8つの都市づくり方針の視点から地域別まちづくり方針を示します。

図表 1-12 地域区分と地域像

1. 駒込地域 「江戸に咲いた園芸文化の歴史を引き継ぐまち」	2. 巣鴨・西巣鴨地域 「旧中山道とともににぎわいを受け継ぐまち」
3. 大塚地域 「鉄道と都電が交差する拠点に人々が集うまち」	4. 池袋本町・上池袋地域 「多世代が出会いふれあうまち」
5. 池袋東地域 「多彩な魅力があふれる池袋副都心」	6. 池袋西地域 「芸術文化を育む池袋副都心」
7. 雑司が谷地域 「江戸時代から続く歴史と文化に包まれたまち」	8. 高田地域 「神田川と坂、歴史の情緒を感じられるまち」
9. 目白地域 「潤いあふれる洒落た文教のまち」	10. 高松・要町・千川地域 「みどりとふれあいを人々が育む閑静なまち」
11. 長崎・千早地域 「街角で池袋モンパルナスの文化に出会えるまち」	12. 南長崎地域 「マンガ文化と健康づくりを個性にしたまち」

(5) 都市づくりビジョンの実現に向けて

- ①都市づくりビジョンによる政策連携の推進
- ②都市経営の視点に立った持続可能な都市づくりの推進
- ③都市づくりを支える人材の育成と活用

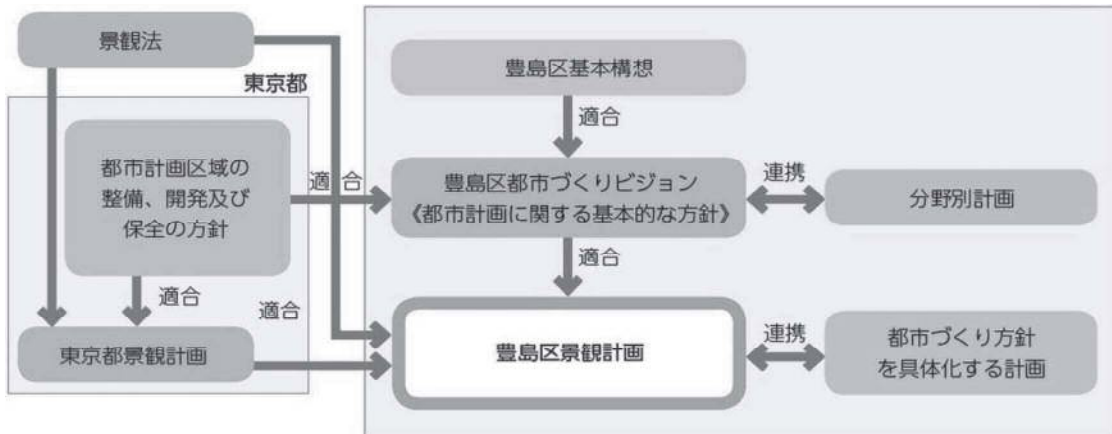
4. 豊島区景観計画の推進

(1) 豊島区景観計画の策定

豊島区では、平成5（1993）年に全国の自治体に先駆けて「豊島区アメニティ形成条例」を制定し、地域の中で育まれてきた個性を重視した都市空間づくりに取り組んできました。その後、国においても平成16（2004）年に景観法が制定され、地域特性に応じた良好な景観形成を促進する体制を整備しました。また、上位計画については平成19（2007）年に東京都が景観法に基づく「東京都景観計画」、区では平成27（2015）年に「豊島区都市づくりビジョン」を策定し、都市の価値を高める景観の創出を方針に掲げました。

こうしたことを背景に、これまでの区独自の景観条例でもあったアメニティ形成条例の取り組みを受け継ぎながら、新たな景観まちづくりを取り巻く環境の変化や地域の特性を最大限に生かし、心地良い都市空間を創出するため、景観法に基づく「豊島区景観計画」を平成28（2016）年に策定しました。

図表 1-13 豊島区景観計画の位置づけと役割

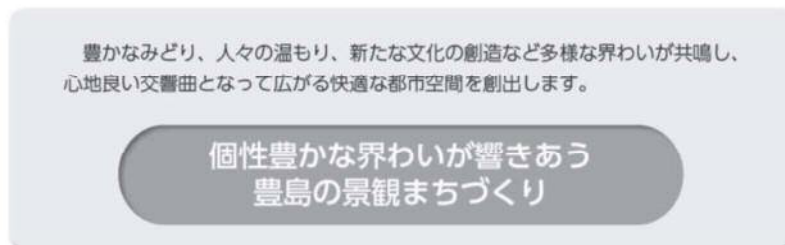


(2) 景観まちづくりの立脚点

①景観まちづくりの目標

豊島区の景観特性を踏まえながら、都市づくりビジョンで掲げた都市づくりの基本理念を実現する景観まちづくりの目標と方針を示しました。

図表 1-14 景観まちづくりの目標



②景観まちづくり方針

景観まちづくり目標の実現に向けて、景観特性を踏まえた景観まちづくり方針（景観法第8条第3項関係）を示しました。それぞれの方針は、相互に重なり合いながら連携し、都市の魅力を高める景観の創出を担っていきます。

(3) 東京の魅力を担う池袋副都心の景観まちづくり方針

池袋副都心は、首都機能の一翼を担う拠点であるとともに、豊島区にとっては地域全体の経済や文化を牽引する存在でもあります。景観計画では、都市づくりビジョンで示された池袋副都心区域に池袋副都心連携エリアを加えて、池袋副都心として一体的に景観まちづくりに取り組みます。

(4) 地域別景観まちづくり方針

都市づくりビジョンでは、地域の特性や資源を生かしたまちづくりを実現するため、区内を12地域に区分しています。景観計画においても、この区分を踏まえ、地域を超えて連続した景観形成の視点に配慮した地域別景観まちづくり方針を示しました。

(5) 景観形成の基準

景観まちづくりの目標を実現するため、景観法に基づき景観計画区域である区内全域を「一般地域」に位置づけ、配慮事項を景観形成基準として定めています。また、自然、歴史・文化、にぎわいなど地域の個性を生かして景観まちづくりを重点的に推進する地区を「景観形成特別地区」に指定し、地区特性に応じた景観形成基準を設けました。

(6) 屋外広告物の表示等

区では、東京都屋外広告物条例の許可手続きとは別に事前協議を実施し、景観計画に基づく景観形成への配慮などの相談・指導に取り組んでいます。

(7) 景観重要建造物、樹木、公共施設

景観資源を発掘・再発見し、地域による景観まちづくりの中で保全・活用していきます。特に、地域特性を生かした景観まちづくりにおいて重要な建造物、樹木、道路・河川・都市公園などは、景観法による景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の制度を活用していきます。

(8) 景観計画の実現に向けて

景観施策の推進として、景観審議会の設置、景観アドバイザーの設置、政策連携による景観施策の展開、区民・事業者との協働による景観まちづくりを行います。

図表 1-15 5つの景観まちづくり方針

